



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
          清原 幹夫  
コード番号 3109  
問合せ先 執行役員 総務部担当  
          経営管理部長  
          竹田 広明  
          TEL(06)6268-5411

### **単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 204 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の株式の売買単位を 100 株単位に統一することを目指し、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定いたしました。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適性化を図ることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

## (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合の効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000 株 (併合前 350,000,000 株)

なお、会社法の規定に基づき、併合の効力発生日に、当社定款に定める発行可能株式総数が、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数 (減少する株式数は、今後変動する可能性があります。)

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	121,108,290 株
株式併合により減少する株式数	108,997,461 株
株式併合後の発行済株式総数	12,110,829 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

⑤ 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	10,621 名 (100.0%)	121,108,290 株 (100.0%)
10 株未満	355 名 ( 3.3%)	776 株 ( 0.0%)
10 株以上	10,266 名 ( 96.7%)	121,107,514 株 ( 99.9%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 355 名 (所有株式数の合計 776 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

⑥ 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## (3) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (4) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日をもって定款が変更されます。

#### (2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億5,000万株</u> とする。  (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,500万株</u> とする。  (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

#### (3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年4月28日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

## 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家の利便性の向上、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することとし、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日としています。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する会社といたしまして、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるためです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

### Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのでしょうか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
例②	2,500 株	2 個	250 株	2 個	なし
例③	505 株	なし	50 株	なし	0.5 株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、株式併合の効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様（上記④のような場合）、この 1 株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に株主様にお願いをする特段のお手続きはございません。

Q 9 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

- A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【お問合せ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行 証券代行部 電話 0120-782-031（通話料無料） 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
---

以上